

子母発0609第2号
令和2年6月9日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いについて

不妊に悩む方への特定治療支援事業においては、高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、患者の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成しているところです。

助成を受けるにあたっては、夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）が730万円未満であるという所得要件を満たす必要がありますが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅に所得が減少し、それまで助成によらず実施してきた不妊治療の継続が困難となることや、治療の延期により、本年5月末までの申請ができず、前々年の所得では要件を満たしていたが、前年の所得で要件を満たさず助成の対象外となってしまうことが想定されます。

つきましては、こうした状況に鑑み、平成17年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添17「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、時限的に、下記の通り取り扱うことといたしました。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、下記にご留意の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知をお願いします。

記

1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件について、「夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）が730万円未満である場合」を満たさない場合であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象として取り扱うこととして差し支えない。

【給与所得者の場合の所得の推計方法の例】

- ・令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1ヶ月の給与×12
- ・賞与等の推計額

の合計額

※ 個人事業主等の場合は、給与所得者に準じた取扱いとする。

【所得急変の確認書類の例】

- ・所得急変前の課税証明書の写し等、会社作成の給与見込、計算の対象月の給与明細、賞与等の明細
- ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書など

【賞与等の推計の例】

- ・勤務する会社等が定める賃金規定・賞与等の支給方針等をもとに推計
 - ・支給された本年の夏季の賞与等の同額を冬季の賞与等の額として推計
 - ・前年の賞与等の額から、本年の賞与等の額を推計
- など

2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、前々年の所得が730万円未満であって、前年の所得が730万円以上となる夫婦については、前々年の所得をもって助成の対象として取り扱うこととして差し支えない。

以上